

第1回栃木県障害者差別解消推進条例検証部会 次第

日時：令和元(2019)年11月20日(水)

午後2時00分～3時30分

場所：栃木県庁本館10階会議室2

1 開会

2 あいさつ

3 議題

- (1) 検証の進め方について 【資料1】
- (2) 県へ寄せられている障害者差別解消に係る相談状況について 【資料2】
- (3) 条例施行後の県における取組内容及び意識調査結果について 【資料3】
- (4) これまでの県障害者差別解消推進委員会における意見について 【資料4】
- (5) 市町における障害者差別解消の推進状況について 【資料5】
- (6) 団体及び市町へのヒアリング・アンケート内容について 【資料6】

4 その他

5 閉会

〔参考資料〕

- ・ 栃木県障害者差別解消推進条例
- ・ 障害者差別解消推進法

第1回栃木県障害者差別解消推進条例検証部会

1 委員

No.	分野	所属	氏名	備考
1	学識経験者	宇都宮共和大学	土沢 薫	
2	関係団体	とちぎ障がい者相談支援専門員協会	笹崎 明久	
3	関係団体	(一財)栃木県身体障害者福祉会連合会	前田 則隆	欠席
4	関係団体	(福)栃木県社会福祉協議会	小林 敦雄	代理:阿久津事務局長
5	事業者	(一社)栃木県バス協会	小矢島 応行	
6	市町村	野木町健康福祉課	石渡 眞	
7	関係機関	(株)下野新聞社	大塚 順一	

※ 任期 令和元年11月20日から令和4年3月31日まで

2 事務局

No.	所属	職名	氏名	備考
1	障害福祉課	課長	加藤 篤信	
2	〃	課長補佐(総括)	木村 雅子	
3	〃 企画推進担当	副主幹(GL)	小峰 伸也	
4	〃 〃	主査	墨谷 聡志	
5	〃 〃	主事	水井 健太	
6	〃	障害者差別解消相談員	石川 一夫	

検証の進め方について（案）

1 スケジュール

令和元年 11月 第1回検証部会 検証開始（検証項目抽出）

令和2年 1月 第2回検証部会 課題抽出（ヒアリング結果等報告）

（法改正等の国の動きについては、部会に諮り、適宜反映）

// 3月 第3回検証部会 検証結果取りまとめ



障害者差別解消推進委員会への報告



令和3年度の予算・事業や条例改正への反映（必要に応じ）

2 検証項目

- ・ 県へ寄せられている障害者差別解消に係る相談内容
- ・ 条例施行後の県の取組及び意識調査結果
- ・ これまでの県障害者差別解消推進委員会における議論
- ・ 市町における障害者差別解消の推進状況
- ・ 市町及び団体における相談状況
- ・ その他

県へ寄せられている障害者差別解消に係る相談状況について

1 権利擁護センターへの相談件数

分野 件数	福祉 サービス	医療	教育	公共的施設 ・公共交通	不動産取引	商品・ サービス	労働	行政	その他	合計	相談者との 延べ対応件数
H28	2	4	4	7	2	7	9	4	1	40	71
H29	1	2	6	5	2	10	3	9	2	40	63
H30	1	3	2	8	1	8	1	3	3	30	53

知事にアクセス等への相談状況

県民から「知事にアクセス」、「あなたの窓口」、「とちぎ元気フォーラム」及び権利擁護センター以外での直接電話で寄せられた提案等の件数

H29 合計54件、そのうち障害者差別解消に関する意見9件

H30 合計45件、そのうち障害者差別解消に関する意見6件

※主な意見としては、行政(県、市町)の苦情相談、点字ブロックの更新、駅のホームドア設置、無人駅へのスロープ設置等

「知事にアクセス」

HPや郵便・FAXを利用し、県政に対する提案や意見をお寄せいただくものです。寄せられた意見等は知事が読ませていただいております。

「あなたの窓口」

県民プラザや県民相談室において、県政についてのご意見やご要望、苦情などの行政相談及びお困りごとなどの生活相談を電話、窓口、ファクシミリ、手紙でお受けしているものです。

「とちぎ元気フォーラム」

県民と知事の対話集会。広く県民の皆さんの参加を募り、知事との意見交換を行っています。

2 主な相談事例

年度	分野	区分	相談内容	対応結果
H28	福祉サービス	視覚障害	介護保険のホームヘルプサービスを利用しようとした際、アルコール類の購入援助を断られた。	当該サービス事業者を確認したところ、視覚障害者のみではなく、全ての利用者にアルコール類の購入援助をしていないとのことであった。しかし、生活の質の向上につながるものであれば、生活必需品の購入に合わせ、支援するよう今後の取扱いを変更することで、相談者の理解が得られた。
H30	福祉サービス	知的障害	子どもが通っていた施設を辞めさせられてしまった。施設に戻りたいがどうしたらよいか。	役所や施設との話し合いの結果、別の施設に行くことが決まってしまったが納得ができないと保護者からの相談であった。再度、役所等との話し合いを持っては、どうかと提案したところ相談者が了解して終了した。
H28	医療	肢体不自由	病院に入院していた20日間のうち、1度もシーツを替えてくれないなど、看護師等から不当な扱いを受けた。	当該病院へ連絡し、看護補助員の対応についてミスがあったこと、また、看護師の対応について、配慮に欠けるところがあったことを確認した。これらを受け、当該病院において、職員への指導や周知がなされるなど、対応の改善が図られ、相談者の了解が得られた。
H29	医療	肢体不自由	病院の障害者駐車場が入口から遠く、車椅子による移動が危険である。これを放置するのは問題ではないか。	当該病院に確認し、現在の対応は新棟工事に係る臨時的措置であること、警備員の配置により移動などは個別に対応できるとのことであった。その旨を相談者に連絡したところ、理解が得られた。
H30	医療	精神障害	調剤薬局の薬剤師から投薬の説明がないなどの不適切な対応を受けた。	相談者の訴えは、調剤薬局を指導して欲しいとのことであったが、差別に当たるかどうかを含め事実確認を行うことで了解を得た。当該薬局への事実確認の結果、差別的な対応は確認できなかった。改めて障害者への配慮について依頼して、相談を終了した。
H28	教育	聴覚障害	学校の対応について、県や地域、市町によって障害者差別解消に関する理解が全く異なるのは、どういうことか。人によるのか。	相談者は個別の対応を希望しておらず、法や条例の意義は「人による対応」を「社会としての対応」に変えていくことであり、引き続き、差別解消に向けて啓発活動を推進していくことを説明し、相談者の理解が得られた。
H29	教育	発達障害	聴覚過敏のある娘に必要な持ち物(イヤーマフ)の使用について、学校の理解が得られない。合理的配慮の提供として依頼できるか。	国や県が作成した資料を基に合理的配慮について説明し、相談者の了解を得た。相談者としては、再度学校との話し合いを進めたいとの意向であった。

年度	分野	区分	相談内容	対応結果
H29	教育	肢体不自由	学校の遠足に車椅子の使用を求めたが、受け入れてもらえなかった。	問題については学校との話し合いにより解決されていることを確認した。今後、問題が生じた場合には調整をお願いしたいとのことであった。調整には、教育委員会との連携が必要なことを相談者に説明し、理解が得られた。
H30	教育	肢体不自由	修学旅行中に何かあったら対応できないとのことで、保護者の付き添いを求められた。	県教育委員会の担当課と連携して対応し、本人の意向も勘案し、保護者の付き添いではなく、介助者に同行してもらおう事で修学旅行に参加することができた。
H28	公共的施設 ・公共交通	精神障害	長年利用してきたタクシー会社から、障害者手帳取得後に利用を断られた。交通手段が他にないため、利用できないと生活に困ってしまう。	タクシー会社に確認したところ、事業所として本人の障害が理由ではなく、度重なる要望に応えられないことを理由に、サービスの提供を辞退したいとの考えであった。相談者に連絡し、その旨を説明したところ、相談者は別の交通手段が見つかったことにより相談を終了したい旨の話があった。また、あらためてタクシー会社を訪問し、障害者差別解消に関する説明を行い、啓発を行った。
H29	公共的施設 ・公共交通	肢体不自由	車椅子マークの付いたバスに乗ろうとしたが、不適切な接客があったとともに、スロープがないとの理由で拒否された。	乗車を断られたことのほか、運転手の接客に問題があったことへの相談であった。事業所に連絡し、使用しているバスの状況や乗務員の接客などを確認したところ、相談者への説明不足があったことが分かった。その旨を相談者に連絡し、了解を得た。
H30	公共的施設 ・公共交通	肢体不自由	電動車いすでバスを利用しようと会社に相談したところ、対応できないと断られた。	相談者が使用の電動車いすは重量が30kgほどで折りたたみが可能なタイプとのことであった。事業者等に確認したところ、相談者の車いすは対応可能であることが分かったことから、その旨を相談者に説明し、後日、具体的な対応方法について理解が得られた。
H28	不動産取引	肢体不自由	共同住宅の障害者用駐車場の利用を拒否された。	当該住宅管理者へ連絡したところ、障害者用駐車場を使用できるよう、当該管理者から管理担当者に対し指示がなされ、相談者の理解が得られた。
H29	不動産取引	肢体不自由	共同住宅の障害者駐車場に障害のない住人が駐車して使用できないことがあるので、適正に使用されるよう管理者に助言して欲しい。	相談を傾聴し、現在は駐車場の使用ができていることを確認した。管理会社へは相談内容を伝え、今後の対応について助言した。その旨を相談者に連絡し、了解を得た。
H30	不動産取引	聴覚障害	相続手続のため関係の役所に行ったところ、電話での予約を求められFAXの予約を断られた。	内容は、受付において電話予約の他に「筆談は時間がかかります、通訳者はダメです」などの聞こえないことを理由とする対応を受けたとの訴えであった。当該役所に連絡し、FAXでの予約や通訳者の同伴も可能なことを確認した。その旨を相談者に伝え、理解が得られた。

年度	分野	区分	相談内容	対応結果
H28	商品・サービス	視覚障害	食事に行った際、盲導犬同伴での入店を断られた。	飲食店に確認したところ、盲導犬の同伴について理解が不十分であったこと、今後、盲導犬の入店が可能であるとのことであった。 そのことを相談者に連絡し、了解を得た。 また、あらためて飲食店を訪問し、障害者差別解消に関する説明を行い、啓発を行った。
H29	商品・サービス	視覚障害	食事のために盲導犬同伴でお店を利用しようとしたが、入店を断られた。	店舗を統括する部署に連絡し、盲導犬への対応について説明したところ、今後の入店が可能であることや、職員への周知徹底を図ることの確認ができた。 その旨を相談者に連絡し、了解を得た。
H29	商品・サービス	視覚障害	コンビニエンスストアのレジにおいて、買った物とその代金を読み上げてもらえるように配慮をお願いしたい。	障害により買った物とその代金がある場で確認できず間違いがあることから、店舗へ上手い配慮の求め方を教えてほしいとの相談があった。 合理的配慮について説明するとともに、店舗を統括する部署に連絡し、レジでの商品読み上げの配慮について依頼することで、相談者の理解が得られた。
H30	商品・サービス	視覚障害	お店に予約の電話をしたところ、盲導犬同伴を理由に来店を拒否された。	当該飲食店に連絡し、盲導犬に関する法制度等を説明したところ、今後は対応可能であること確認した。 その旨を相談者に説明し、理解が得られた。
H29	労働	肢体不自由	障害者雇用で働いているが、雇用期間の変更や基本給の支給額に関して、差別的な扱いを受けた。	労働契約に関する内容であるため、栃木労働局に連絡の上、本件相談に対応することを確認した。 その旨を相談者に伝え、了解を得た。
H30	労働	精神障害	施設のスタッフから利用を拒否するような理解のない対応を受けた。	内容は、就労のため以前から訓練施設を利用しているが、そのスタッフの対応が差別に当たるとのではないかと相談であった。 相談者からは事を大きくしたくないとの希望により相談のみで終了した。
H28	行政	精神障害	手続きに必要な書類について、役所の職員が届けてくれたが、封がされていないため、病気のことを家族に知られてしまった。	個人情報保護に関する内容であったことから、所管する市町の相談窓口を紹介し、了解を得た。
H30	行政	知的障害	障害のある方が行政手続の当事者になることについて、周囲の人から差別的な発言があった。	内容は、法的に問題がないのに関係する職員から「当事者としてふさわしくない」等の発言があり、それは障害者への差別にあたるのではないかと支援者からの相談であった。 相談者へは、個人の差別や偏見等については理解啓発が必要なことを説明し、了解を得た。
H28	その他	精神障害	交通費の費用負担など生活上で困っている。	生活支援に関する内容であることから、市町の相談窓口を紹介して、了解を得た。

条例施行後の県における主な取組内容について

	目的・定義・基本理念 責務	障害者差別対応指針	相談体制の充実	啓発活動並びに教育 及び学習の推進	表彰	不当な差別的取扱い の禁止	合理的配慮	あっせん・勧告・公表	障害者差別解消推進 委員会	その他
条例項目	第1条～第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第12条	第13条	第15条～第18条	第19条	* 2022 年全国障害者 スポーツ大会本県開催 関連事業
事業 ・ 取組	<p>○ 意識調査 H29 とちぎネットアン ケート H30 とちぎネットアン ケート H30 県政世論調査 R1 県政世論調査 * R1 県政世論調査では 約8割の方が、「自分か ら進んで」、「自分に出 来る範囲で」合理的配 慮を提供すると回答が あった。</p> <p>○ 団体ヒアリングの実 施 H29 集合方式 H30 個別方式</p>	<p>○ H29.3 栃木県障害者 差別対応指針「道しる べ」策定</p> <p>○ H29.5 栃木県障害者 差別対応指針「道しる べ(概要版)」作成 * ルビなし、ルビあり、 点字版、デジ版</p> <p>○ H28.4「栃木県におけ る障害を理由とする差 別の解消の推進に関す る対応要領」施行 * 教育委員会、警察本 部同日施行</p> <p>○ H30.3 県庁スタン ダード策定</p> <p>○ H30.8～障害者差別 解消に関するeラーニン グの実施</p>	<p>○ 栃木県権利養護セ ンターにおいて障害者 差別解消相談対応 * 相談員2名配置</p> <p>H28 相談事案40件 (延べ対応71件) H29 相談事案40件 (延べ対応63件) H30 相談事案30件 (延べ対応53件)</p>	<p>○ 県政出前講座 H28 47回 H29 44回 H30 14回 * 商工団体へPR</p> <p>○ ふれあい交流体験 事業(当事者との講座) 年1回</p> <p>○ 各イベント等におい て差別対応指針【概要 版】の配布</p> <p>○ 障害者週間関連事 業の実施 * 「障害者文化祭(カ ルフル)」、「障害者理解 促進事業(心の輪を広 げる体験作文・障害者 週間ポスター表彰)」</p> <p>○ 各種県政広報(広報 誌、TV、ラジオ)等を活 用し普及啓発</p> <p>・「とちぎ県民だより」 (広報誌) ・「元気発信メール」 (メールマガジン) ・「知っつく! なるとちっ」 (TV) ・「県政ナビ」(ラジオ) ・本町交差点地下横断 歩道(掲示スペース) ・イトーヨーカ堂(パンフ レット等設置コーナー)</p>	<p>○ 共生社会とちぎづく り表彰 H29 12事業者 栃木県障害者フォー ムにて表彰式を実施 H30 11事業者 カルフルにて表彰式を 実施 R1 14事業者 カルフルにて表彰式を 実施</p> <p>* 毎年障害者週間に受 賞事業者(1事業者)に ついて、知事が表敬訪 問</p>	<p>○ ヘルプマーク推進事 業 H29.8 ヘルプマークの作成配 布 20,000作成 * R1.10現在、約10,000 枚配布済み</p> <p>H30 ・県内路線バス事業者 2社において、341台の バスにポスター掲示 ・分かりやすいリーフ レット(A4 三つ折り) 40,000枚作成 * 市町、健康福祉セン ター等において配布 ・県内全小中学生向け チラシ(A4)160,000枚 作成配布</p> <p>R1 電車内ヘルプマークス テッカー掲出等予定</p>		<p>○ 県内路線バス事業者 2社において、341台の バスにポスター掲示 ・分かりやすいリーフ レット(A4 三つ折り) 40,000枚作成 * 市町、健康福祉セン ター等において配布 ・県内全小中学生向け チラシ(A4)160,000枚 作成配布</p> <p>R1 電車内ヘルプマークス テッカー掲出等予定</p>	<p>H28 年4回開催 H29 年2回開催 H30 年1回開催 R1 年2回開催予定</p>	<p>○ H30～ユニバーサル デザインタクシー整備 事業費補助金(29台) 〔県土整備部〕</p> <p>○ 意思疎通支援を行う 者の養成(手話通訳者・ 要約筆記者養成講習会 を拡大)</p> <p>【R1.7現在登録者数】 ・手話通訳者(134名) ・要約筆記者(115名) ・点訳奉仕員(168名) ・朗読奉仕員(501名) ・盲ろう者向け通訳・介 助員(153名)</p> <p>○ R1～障害者行動拡 大支援事業</p> <p>・宿泊施設バリアフリー 化アドバイス事業(約50 施設) ・宿泊施設バリアフリー 改修工事助成事業 ・県内宿泊施設バリアフ リー状況調査(約1,200 施設) 〔国体・障害者スポーツ 大会局〕</p>

本県における障害者差別解消に関する主な意識調査結果

I H30 県政世論調査(H30.10) 回答数 = 1,268

○ 県政世論調査とは

目的…県民の県政に対する意識・要望などをとらえ、県政施策の企画・立案及び執行上の参考とする

調査対象者…県内在住の満18歳以上の男女2,000名

II-1 H29 とちぎネットアンケート(H29.12) 回答数 = 219

II-2 H30 とちぎネットアンケート(H31.4) 回答数 = 201

○ とちぎネットアンケートとは

目的…インターネットを活用してアンケートを実施し、県民の意識傾向やニーズを把握して県政に活かすことにより、協働による県政の推進を図る

調査対象者…県内在住の満16歳以上のとちぎネットアンケート協力者300~400名

III H26 障害のある方の実態調査(H27.3) 回答数 = 562

○ 障害のある方の実態調査とは

目的…障害のある方の生活の実情や施策に対する意向等を把握し、次期障害者プランの策定や今後の障害保健福祉の推進に役立てる

調査対象者…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び一般特定疾患医療受給者証所持者(難病患者)1,100名

I H30 県政世論調査(H30.10) n=1,268

① 障害のある方が障害のない方と同じように生活していくための環境づくりについて、どのようにお考えですか。

<u>社会的障壁の原因は社会全体にあるので、社会全体で協力して解決に取り組むべき</u>	54.7%
行政が主体となって、社会的障壁の解決に取り組むべき	26.2%
民間事業者が主体となって、できる範囲で社会的障壁の解決に取り組むべき	6.2%
現在の環境づくりで十分だと思うので、さらに取り組む必要はない	2.1%
その他	0.6%
わからない	7.9%
無回答	2.4%

② 障害のある方が障害のない方と同じように生活していくための事業者の負担について、どのようにお考えですか。

負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を義務として行うべき	13.1%
負担の程度にかかわらず、配慮や工夫をするよう努力すべき	17.2%
<u>可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を義務として行うべき</u>	24.4%
<u>可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫をするよう努力すべき</u>	28.2%
自主的な判断で行うべき	7.3%
わからない	7.7%
無回答	2.1%

③ 共生社会を実現するために、県はどのような取組に力を入れていくべきだと思いますか。(あてはまるものすべてを選択)

<u>障害に応じた職業訓練や障害のある方の雇用促進</u>	58.3%
<u>道路や施設のバリアフリー化の促進</u>	43.2%
<u>障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実</u>	39.7%
<u>障害や障害のある方への理解を深めるための啓発・広報活動</u>	39.0%
<u>障害のある方が自立し、地域で暮らすためのグループホーム等の整備促進</u>	37.1%
福祉サービスやリハビリテーションの充実	34.1%
生活の安定のための年金、手当及び各種割引制度の充実促進	29.7%
ヘルプマークの普及・啓発	25.7%
手話通訳などコミュニケーション支援の充実	17.7%
障害のある方のスポーツ・芸術文化活動の振興	16.2%
その他	1.1%
わからない	5.3%
無回答	1.9%

Ⅱ-1 H29 とちぎネットアンケート (H29.12) n=219

① 「障害者差別解消法」や「栃木県障害者差別解消推進条例」を知っていますか。

聞いたことがあります、内容も知っている	16.4%
聞いたことはあるが、内容は知らない	41.6%
知らない	42.0%

② 「合理的配慮」を知っていますか。

聞いたことがあります、内容も知っている	19.2%
聞いたことはあるが、内容は知らない	19.2%
知らない	61.6%

③ 障害のある方に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。

思わない	49.3%
思う	50.7%

④ 最近、障害者差別の解消が進んでいると感じた点はありますか。(あてはまるものすべてを選択)

障害者用の駐車場やトイレが増えたり、段差が解消された箇所が増えた	69.4%
公共交通機関の対応が配慮あるものになった	47.5%
障害者施策に関する新聞記事やテレビ番組などが増えた	26.5%
行政の対応が配慮あるものになった	25.1%
街で障害のある方をよく見かけるようになった	22.4%
商店や企業などの対応が配慮あるものになった	21.0%
変化は感じられない	11.9%
その他	5.9%
わからない	2.3%

⑤ ヘルプマークを身に着けた人が、援助や配慮を必要としていることを知っていますか。 n=219

聞いたことがあります、意味も知っている	27.4%
聞いたことはあるが、意味は知らない	18.7%
知らない	53.9%

Ⅱ-2 H30 とちぎネットアンケート (H31. 4) n=201

① ヘルプマークを身に付けた人が、何らかの援助や配慮を必要としていることを知っていますか。 n=201

知っている	50.2%
聞いた(見た)ことはあるが、意味は知らない	11.9%
知らない	37.8%

② 県や各市町の窓口でヘルプマークを配布していることを知っていますか。 n=201

知っている	32.8%
知らない	67.2%

③ 現在、県内の多くの市町が「ヘルプカード」を作成・配布していることを知っていますか。 n=201

知っている	27.4%
作成・配布していることは知っているが、使い方は知らない	16.4%
知らない	56.2%

④ 外見からは分かりにくい配慮や援助を必要とする状態となった(もしくは、現に必要としている)とき、あなたはヘルプマークやヘルプカードを利用したいですか。 n=201

現に利用している	3.5%
利用したいと思う	71.1%
利用したいと思わない	7.0%
わからない	18.4%

⑤ ④で「利用したいと思わない」又は「わからない」と答えた方にお聞きします。それはどのような理由からですか。 n=51

認知度不足で役に立たなそう	72.5%
差別的な反応・対応をされそう	37.3%
利用する機会や場所がなさそう	33.3%
入手方法がわからない	13.7%
デザインや形が好きではない	3.9%
その他	3.9%

⑥ 今後、ヘルプマークやヘルプカードを普及させていくために、県が重点的に取り組むべきことは何だと思えますか。(3つまで選択) n=201

チラシ・ポスターによる広報	53.2%
県や市町の広報紙による広報	49.3%
イベント等による周知機会の拡大	41.3%
配布場所の拡大	39.8%
県HPを含む、インターネットを用いた広報	34.8%
テレビ・ラジオによる広報	34.8%
その他	4.0%

Ⅲ H26 障害のある方の実態調査(H27.3) n=562

① あなたは障害があることで、差別を受けたり嫌な思いをしたこと又はすることがありますか。

ある	28.3%
<u>ない</u>	<u>61.2%</u>
無回答	10.5%

② 差別はどのような時に感じましたか。(3つまで選択)

<u>障害があることを理由に対応してもらえなかった又は話を聞いてもらえなかった</u>	<u>30.8%</u>
<u>理由の説明もなく対応してもらえなかった又は話を聞いてもらえなかった</u>	<u>23.3%</u>
通路や各種割引などの分かりやすい案内表示が無かった	17.0%
難しい言葉や聞き取りづらい言葉で対応された	16.4%
官公庁や商業施設などの入口にスロープが無かった	13.8%
官公庁や商業施設などに自分の障害に対する設備を備えたトイレや休憩施設が無かった	13.2%
その他	28.3%
無回答	14.5%

③ 仕事をする又は仕事を続けるためには、どのような配慮が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてを選択)

<u>健康状態に合わせた働き方ができること</u>	<u>30.1%</u>
<u>職場の人たちに障害のことを理解してほしい</u>	<u>22.4%</u>
<u>職場に相談できる人がいてほしい</u>	<u>17.4%</u>
働くための支援(職業訓練等)を充実してほしい	13.9%
通勤することなく、自宅で働ける職種があること	11.6%
職場に障害に応じた設備を充実してほしい	11.4%
通勤の手助けをしてほしい	6.9%
その他	2.8%
無回答	56.0%

これまでの県障害者差別解消推進委員会における主な意見について

○ 平成 29 年度第 1 回会議

- ・ 教育現場において、通常学級の先生の障害者差別解消に対する理解が遅れている。もっと、理解してほしい。
- ・ 特別支援学校への送迎バスは、医療的ケア児の送迎ができない。地域では、解決できない問題である。検討願いたい。
- ・ 地域における就労する場所が無い、移動支援サービスが通勤で使えないなど、学校を卒業した後の行政のサポートが足りない。ニーズを把握した使いやすいサービスにしてほしい。
- ・ 市町の相談状況について、ホームページ等で公開してほしい。

○ 平成 29 年度第 2 回会議

- ・ アンケート結果によると、障害者差別解消に対する理解が不十分である。継続した周知・啓発を行ってほしい。また、傾向や推移を確認するためにアンケートを継続して実施してほしい。
- ・ 小学生でも理解できるような、簡単な内容の出前講座があると良い。
- ・ 会社に遠慮しているのかも知れないが、労働分野の相談件数が少ない。県の相談窓口について、さらなる周知を図ってほしい。
- ・ 手話言語条例については、近県では群馬県、県内市町では日光市において施行している。県においても検討してほしい。
- ・ バリアフリー法改正に合わせ、温泉地のバリアフリー化を進めてほしい。

○ 平成 30 年度第 1 回会議

- ・ 合理的配慮について、行政機関と違い大きな企業でも、義務でないためか浸透していない。義務化することで、合理的配慮について、考えることに繋がるのではないか。
- ・ 公共交通機関は、理解が進んでいることから、それらの好事例を他の分野の事業者にも周知できると良い。
- ・ 多くの方は、障害者差別解消法・条例という言葉や差別をしてはいけないということは分かっても、どのような対応をすれば良いか分からない。障害者差別解消についてのさらなる周知が必要である。
- ・ 現場の先生と保護者との話し合いで、良い支援を受けていても、役職の上の先生がその支援は不適切だと言ったことで、翌日から支援を受けられなくなったことがある。学校対応の温度差をなくしていくべき。

- ・ 合理的配慮を受ける当事者側の啓発や理解が進んでいない。当事者が勉強することや当事者に対して、支援者や周りの人が「合理的配慮を受ける権利がある」、「それを発信して良い」ということを啓発していくことが必要である。
- ・ 外見で分かる障害に対する率先した配慮は増えているが、外見で分からない障害については不十分である。周知方法の検討が必要である。
- ・ 啓発方法の検討のために、理解の状況などについて継続したアンケートの実施をしてほしい。
- ・ 他県の事例を参考に、イラストが入った合理的配慮の好事例集の作成をしてほしい。
- ・ 障害者が訪れないため対応の経験がない施設は、対応方法が分からず、受入れを拒否しているような対応になっているように感じる。
- ・ 障害者差別は分かっても、合理的配慮は分からない。もう少し、表現が分かりやすくなると良い。

○ 令和元年度第1回会議

- ・ UDタクシーによる乗車拒否があった。
- ・ 宇都宮市でも、車椅子利用者や重度障害者が宿泊できるホテルがほとんど無い。
- ・ 栃木県は温泉地が多いのに、貸切風呂が少ないので、増やしてほしい。
- ・ 意思疎通支援事業において、差別があった場合、市町へ報告しているが、その内容について県でも把握すべき。
- ・ 好事例については、集めるだけでなく、県民に公表し、発信していくべき。
- ・ 市町の相談内容についても、情報を吸い上げなければ、県内にどのような課題があるか把握できないのではないかと。市町の相談状況を県で掴み公表してほしい。
- ・ 相談件数が少ないのは、差別を受ける側が差別だと気づかない場合が多いのではないかと。漫画冊子を作る時に、当事者が差別を受けているかどうか分かるものにしてほしい。
- ・ 労働分野については、相談しても大袈裟にしたくないとの理由で当事者だけで納得して我慢していることがある。そのような我慢を軽減できるような取組をしてほしい。
- ・ 県内を走る路線バス・JR・東武鉄道について、ヘルプマークのステッカーを貼るようにしてほしい。
- ・ 県内における障害種別ごとの雇用率を調べてほしい。また、どのような業種において、障害者に対する合理的配慮が足りないか調べてほしい。

【参考】

○ 条例施行後、良くなったところ

- ・ 県の会議等で手話通訳や点字資料の用意がされるようになってきたところやヘルプマークの周知など目に見えやすいところでは、良くなってきている。
- ・ 就学児の分野では、放課後等デイサービスなどは充実してきている。
- ・ 借家から出てほしいと言われ、県の窓口で相談したところ、県から適切なアドバイスを得て、大家ときちんと話し合いをすることができた。
- ・ 公共交通機関を障害者が利用すると「優先席を空けてください」とアナウンスしてくれるようになった。
- ・ 官公庁や交通機関等では、特にバス協会やタクシー会社においては配慮が進んできている。
- ・ 車椅子の方がバス会社に相談したところ、ステップバスを利用する時間帯に配車できるよう考慮してくれるようになった。
- ・ バスにおける車椅子の方の乗り降りについて、一般の方達の見守る目が温かくなった。
- ・ ヘルプマークをつけることで、公共交通機関を利用する際に乗務員から気持ちよい対応を受けられるようになった。
- ・ 店舗における車椅子対応がかなり改善されている報告があった。
- ・ 車椅子の方が、コンビニで商品に手が届かない時に、声かけがあったりと以前と比べると配慮がされるようになった。
- ・ 学校現場では、先生と保護者の共通理解が良い支援につながっている。

〇市町における障害者差別解消の推進状況一覧(H30.4.1時点)

区分	A 対応要領		B 地域協議会		C 差別解消条例				D 相談・紛争解決														E 調査・把握									
	あり	なし	設置済	未設置	制定済	予定有	検討中	予定無	①相談体制(複数回答)				②件数把握		③カウント対象窓口(複数回答)				④カウント対象相談内容(複数回答)				⑤相談件数		⑥紛争解決権限		⑦実施有無		⑧調査対象			
									ワンストップ	専従相談員	統一判断部局有	左記該当無	カウント有	カウント無	専従相談員	担当部局	他部局含む	その他	不当な差別	合理的配慮	環境整備	左記以外	区分せず	H28	H29	あり	なし	あり	なし	住民向け	当事者向け	事業者向け
県内市町	25	0	25	0	0	1	1	23	14	4	5	6	15	10	5	15	1	0	5	5	5	2	10	19	14	0	25	2	23	0	2	0
栃木県	〇		〇		〇				〇	〇			〇		〇	〇			〇	〇	〇	〇		40	40	〇		〇		〇		
本県計	100%	0%	100%	0%	4%	4%	4%	88%	58%	19%	20%	23%	62%	38%	23%	62%	4%	0%	23%	23%	23%	8%	38%	59	54	4%	96%	12%	88%	4%	8%	0%
全国	72%	28%	52%	48%	4%	2%	11%	83%	44%	15%	19%	35%	54%	46%	41%	85%	25%	4%	52%	51%	41%	39%	46%			3%	97%	5%	95%	48%	66%	15%

A 対応要領(障害者差別解消法第10条関係)

- ・地方公共団体職員等が適切に対応するための「地方公共団体等職員対応要領」は、県内全ての市町において策定済みである。
- ・県においては、H27.12に「栃木県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、H28.4から施行している。

B 地域協議会(障害者差別解消法第17条関係)

- ・障害者差別に関する相談及び差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うための「障害者差別解消支援地域協議会」は、県内全ての市町において設置している。
- ・県においては、H28.6に「栃木県障害者差別解消推進委員会」を設置。

C 差別解消条例

- ・障害者差別解消に係る条例を制定している市町は無かった(H30.4時点では無かったが、H31.4から栃木市が施行している)。
- ・県においては、H28.3に「栃木県障害者差別解消推進条例」を制定し、H28.4から施行している。

D 相談・紛争解決

① 相談体制

- ・相談対応について、ワンストップ対応をしているのは14市町、専従の相談員を置いているのは4市町、地方公共団体内の統一的な解釈・判断を行う部局を予め定めているのは5市町となっている。
- ・県においては、専従相談員を置き、ワンストップで障害者差別解消の相談を受けている。

② 件数把握

- ・相談件数を数えているのは15市町となっている。
- ・県においては、「栃木県障害者権利擁護センター」で受けた相談件数を数えている。

③ カウント対象窓口

- ・相談件数のカウントについて、専従相談員が受けたものをカウントしているのが5市町、市町職員が受けたものをカウントしているのが15市町となっている。
- ・県においては、専従相談員及び県職員が受けたものをカウントしている(実相談者数)。

④ カウント対象相談内容

- ・相談内容の「不当な差別」についてカウントしているのが5市町、「合理的配慮」についてカウントしているのが5市町、「環境整備」についてカウントしているのが5市町、相談内容を区分管理していないのが10市町となっている。
- ・県においては、全ての種類の相談についてカウントの対象としている。

⑤ 相談件数

- ・県内全市町における相談件数は、H28年度が19件、H29年度が14件であった。
- ・県における相談件数は、H28年度、H29年度ともに40件であった。

⑥ 紛争解決権限

- ・市町においては、条例が制定されていないこともあり、紛争解決権限があるところは無かった(H30.4時点では無かったが、H31.4から栃木市が条例施行に伴い権限ありとなっている)。
- ・県においては、条例により「あっせん」「勧告」「公表」ができるように定められている。

E 調査・把握

① 実施有無

- ・調査等により障害者差別解消に係る施策の効果把握しているのは2市町であった。
- ・県においては、「栃木県政世論調査」や「とちぎネットアンケート」により、事業効果の把握に努めている。

② 調査対象

- ・当事者向けに調査を行った市町が2市町あった。
- ・県においては、一般県民向けの調査を実施している。

全国自治体割合

相談件数	H28	H29
～9件	72%	74%
10～29	5%	5%
30～49	2%	1%
50～99	1%	1%
100件以上	1%	1%
不明	19%	18%
	100%	100%

相談件数の把握がなされていないということは、相談記録が作成されていないということではないか？

相談記録を作成した方が、その後のフォローや所属での共有がしやすいのではないか？

県においても、当事者の状況やニーズを把握するために、当事者向けの調査が必要ではないのか？

障害者差別解消に係る推進状況の検証について

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県保健福祉部障害福祉課
FAX : 028-623-3052 E-mail : mizuik1901@pref.tochigi.lg.jp

団体名 : _____ 担当者名 : _____

お尋ねさせていただきたい内容は以下のとおりです。

また、御記入いただいた場合は、お手数ですが、なるべく、上記宛先まで電子メール又はFAXにて御送付いただきますようお願いいたします。

ヒアリング（アンケート）事項 回答様式【団体用】

1 相談状況

(1) 相談事例

所属する団体・機関等に寄せられる相談の中で、障害者に対する「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」についての相談がございましたら、主な事例についてお教えてください（2件以上お教えいただける場合は、別紙「相談事例調査票」を御利用ください）。

【1件目】

ア 障害者の性別（該当するものに○をお付けください）

ア. 男性 イ. 女性 ウ. 不明

イ 障害者の年代（該当するものに○をお付けください）

ア. 10歳未満 イ. 10代 ウ. 20代 エ. 30代 オ. 40代
カ. 50代 キ. 60代 ク. 70歳以上 ケ. 不明

ウ 障害の種別（該当するものに○をお付けください。重複障害の場合は複数選択可）

ア. 視覚障害 イ. 聴覚・言語障害 ウ. 盲ろう エ. 肢体不自由 オ. 知的障害
カ. 精神障害 キ. 発達障害 ク. 内部障害 ケ. 難病に起因する障害
コ. 重症心身障害 サ. その他（ ） シ. 不明

エ 相談内容

オ 対応・経過・結果の状況等（結果については、改善された点や解決したのかどうか、解決していないのであればなぜかなど、具体的に御記入ください）

--

(2) 相談状況

所属する団体・機関等において受けた相談件数についてお教えてください。

ア 年間相談件数（該当するものに○をお付けください）

ア. 10件未満	イ. 10～19件	ウ. 20～29件	エ. 30～39件
オ. 40～49件	カ. 50～59件	キ. 60～69件	ク. 不明

イ 相談課題・状況

所属する団体・機関等において実施している相談対応において、日頃感じていることや課題などがございましたらお教えてください。

--

2 障害者差別の解消について

今後の障害者差別の解消に向けた課題などがございましたらお教えてください。

--

☆ ご協力ありがとうございました。

※ 記入するスペースが不足する場合は、レイアウトの調整等により御対応願います。

(記載例)

障害者差別解消に係る推進状況の検証について

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県保健福祉部障害福祉課
FAX : 028-623-3052 E-mail : mizuik1901@pref.tochigi.lg.jp

団体名 : _____ 担当者名 : _____

お尋ねさせていただきたい内容は以下のとおりです。

また、御記入いただいた場合は、お手数ですが、なるべく、上記宛先まで電子メール又はFAXにて御送付いただきますようお願いいたします。

ヒアリング（アンケート）事項 回答様式【団体用】

1 相談状況

(1) 相談事例

所属する団体・機関等に寄せられる相談の中で、障害者に対する「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」についての相談がございましたら、主な事例についてお教えてください（2件以上お教えいただける場合は、別紙「相談事例調査票」を御利用ください）。

【1件目】

ア 障害者の性別（該当するものに○をお付けください）

ア. 男性 イ. 女性 ウ. 不明

イ 障害者の年代（該当するものに○をお付けください）

ア. 10歳未満 イ. 10代 ウ. 20代 エ. 30代 オ. 40代
カ. 50代 キ. 60代 ク. 70歳以上 ケ. 不明

ウ 障害の種別（該当するものに○をお付けください。重複障害の場合は複数選択可）

ア. 視覚障害 イ. 聴覚・言語障害 ウ. 盲ろう エ. 肢体不自由 オ. 知的障害
カ. 精神障害 キ. 発達障害 ク. 内部障害 ケ. 難病に起因する障害
コ. 重症心身障害 サ. その他（ ） シ. 不明

エ 相談内容

- ・ 障害を理由とした入店拒否
- ・ 障害を理由とした対応拒否
- ・ 差別的な発言を受けた

(記載例)

オ 対応・経過・結果の状況等（結果については、改善された点や解決したのかどうか、解決していないのであればなぜかなど、具体的に御記入ください）

事業者や県に連絡し、調整を図ってもらった。

(2) 相談状況

所属する団体・機関等において受けた相談件数についてお教えてください。

ア 年間相談件数（該当するものに○をお付けください）

ア. 10件未満	<input checked="" type="radio"/> 10～19件	ウ. 20～29件	エ. 30～39件
オ. 40～49件	カ. 50～59件	キ. 60～69件	ク. 不明

イ 相談課題・状況

所属する団体・機関等において実施している相談対応において、日頃感じていることや課題などがございましたらお教えてください。

どのような対応が障害者差別になるのか、どのような合理的配慮が提供できるのか分からない事業者等が多い。

2 障害者差別の解消について

今後の障害者差別の解消に向けた課題などがございましたらお教えてください。

事業者等への周知のために、どのような対応が障害者差別になるのか等を記載した事例集があると良い。

☆ ご協力ありがとうございました。

※ 記入するスペースが不足する場合は、レイアウトの調整等により御対応願います。

障害者差別解消に係る推進状況の検証について

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県保健福祉部障害福祉課
FAX : 028-623-3052 E-mail : mizuik1901@pref.tochigi.lg.jp

所属名 : _____ 担当者名 : _____

お尋ねさせていただきたい内容は以下のとおりです。

また、御記入いただいた場合は、お手数ですが、なるべく、上記宛先まで電子メール又はFAXにて御送付いただきますようお願いいたします。

ヒアリング（アンケート）事項 回答様式【市町用】

1 相談状況

(1) 相談事例

貴市町等に寄せられる相談の中で、障害者に対する「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」についての相談がございましたら、主な事例についてお教えてください（2件以上お教えいただける場合は、別紙「相談事例調査票」を御利用ください）。

【1件目】

ア 障害者の性別（該当するものに○をお付けください）

ア. 男性 イ. 女性 ウ. 不明

イ 障害者の年代（該当するものに○をお付けください）

ア. 10歳未満 イ. 10代 ウ. 20代 エ. 30代 オ. 40代
カ. 50代 キ. 60代 ク. 70歳以上 ケ. 不明

ウ 障害の種別（該当するものに○をお付けください。重複障害の場合は複数選択可）

ア. 視覚障害 イ. 聴覚・言語障害 ウ. 盲ろう エ. 肢体不自由 オ. 知的障害
カ. 精神障害 キ. 発達障害 ク. 内部障害 ケ. 難病に起因する障害
コ. 重症心身障害 サ. その他（ ） シ. 不明

エ 相談内容

オ 対応・経過・結果の状況等（結果については、改善された点や解決したのかどうか、解決していないのであればなぜかなど、具体的に御記入ください）

(2) 相談状況

貴市町等において受けた相談件数についてお教えてください。

ア 年間相談件数（該当するものに○をお付けください）

ア. 件	イ. 不明
------	-------

イ 相談課題・状況

貴市町等において実施している相談対応において、日頃感じていることや課題等がございましたらお教えてください。

--

2 障害者差別の解消について

(1) 取組

貴市町等において実施している障害者に対する「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」の取り組みの中で、貴市町の独自の取組や好事例の取組などがございましたらお教えてください。

--

(2) その他、今後の課題

その他、今後の障害者差別の解消に向けた課題などがございましたらお教えてください。

--

☆ ご協力ありがとうございました。

※ 記入するスペースが不足する場合は、レイアウトの調整等により御対応願います。

(記載例)

障害者差別解消に係る推進状況の検証について

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県保健福祉部障害福祉課
FAX : 028-623-3052 E-mail : mizuik1901@pref.tochigi.lg.jp

所属名 : 栃木県保健福祉部障害福祉課 担当者名 : _____

お尋ねさせていただきたい内容は以下のとおりです。

また、御記入いただいた場合は、お手数ですが、なるべく、上記宛先まで電子メール又はFAXにて御送付いただきますようお願いいたします。

ヒアリング（アンケート）事項 回答様式【市町用】

1 相談状況

(1) 相談事例

貴市町等に寄せられる相談の中で、障害者に対する「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」についての相談がございましたら、主な事例についてお教えてください（2件以上お教えいただける場合は、別紙「相談事例調査票」を御利用ください）。

【1件目】

ア 障害者の性別（該当するものに○をお付けください）

ア. 男性 イ. 女性 ウ. 不明

イ 障害者の年代（該当するものに○をお付けください）

ア. 10歳未満 イ. 10代 ウ. 20代 エ. 30代 オ. 40代
カ. 50代 キ. 60代 ク. 70歳以上 ケ. 不明

ウ 障害の種別（該当するものに○をお付けください。重複障害の場合は複数選択可）

ア. 視覚障害 イ. 聴覚・言語障害 ウ. 盲ろう エ. 肢体不自由 オ. 知的障害
カ. 精神障害 キ. 発達障害 ク. 内部障害 ケ. 難病に起因する障害
コ. 重症心身障害 サ. その他（ ） シ. 不明

エ 相談内容

視覚障害のため、盲導犬同伴で喫茶店に行ったところ、入店を拒否された。

盲導犬について説明しても理解してもらえなかったため、盲導犬についての理解と合理的配慮の啓発についてお願いしたい。

オ 対応・経過・結果の状況等（結果については、改善された点や解決したのかどうか、解決していないのであればなぜかなど、具体的に御記入ください）

喫茶店に確認したところ、盲導犬同伴での入店について対応したのは事実であるとのこと。盲導犬についての認識不足により拒否してしまった。お店が小さくバリアフリーでないことなど課題も多いが、事前に連絡をもらえれば、入店できるように対応することも可能とのこと。

上記の旨、相談者に回答し、了承を得た。

(記載例)

(2) 相談状況

貴市町等において受けた相談件数についてお教えてください。

ア 年間相談件数（該当するものに○をお付けください）

ア. 30 件 イ. 不明

イ 相談課題・状況

貴市町等において実施している相談対応において、日頃感じていることや課題等がございましたらお教えてください。

合理的配慮について、どこまでが対応する必要があるのか判断が難しい。

2 障害者差別の解消について

(1) 取組

貴市町等において実施している障害者に対する「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」の取り組みの中で、貴市町の独自の取組や好事例の取組などがございましたらお教えてください。

県職員自らが、合理的配慮の実践に取り組むよう、日常の執務において、直面することが多いケースに対応するための「県庁スタンダード」を策定するとともに、全職員に対して、eラーニング研修を実施している。

(2) その他、今後の課題

その他、今後の障害者差別の解消に向けた課題などがございましたらお教えてください。

全ての職員が同じように求められる水準の合理的配慮を提供できていない。

※ご協力ありがとうございました。

※ 記入するスペースが不足する場合は、レイアウトの調整等により御対応願います。

別紙「相談事例調査票」

○ 相談事例

主な相談事例について、2件以上お教えいただける場合は、こちらを御利用ください。

【2件目以降】

ア 障害者の性別（該当するものに○をお付けください）

ア. 男性 イ. 女性 ウ. 不明

イ 障害者の年代（該当するものに○をお付けください）

ア. 10歳未満 イ. 10代 ウ. 20代 エ. 30代 オ. 40代
カ. 50代 キ. 60代 ク. 70歳以上 ケ. 不明

ウ 障害の種別（該当するものに○をお付けください。重複障害の場合は複数選択可）

ア. 視覚障害 イ. 聴覚・言語障害 ウ. 盲ろう エ. 肢体不自由 オ. 知的障害
カ. 精神障害 キ. 発達障害 ク. 内部障害 ケ. 難病に起因する障害
コ. 重症心身障害 サ. その他（ ） シ. 不明

エ 相談内容

--

オ 対応・経過・結果の状況等（結果については、改善された点や解決したのかどうか、解決していないのであればなぜかなど、具体的に御記入ください）

--

※ご協力ありがとうございました。

栃木県障害者差別解消推進条例

平成 28 年 3 月 25 日 栃木県条例第 14 号

前 文

全ての者は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されなければならない。

これまで、障害者の自立と社会参加に向けた国内法の整備や障害者の権利に関する条約の批准などが進められる中、本県においては、障害者が、自らの意思によって、地域で暮らし、個性や能力を発揮することができる地域社会の実現に向けた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、障害や障害者に対する誤解や偏見などにより、障害を理由として不当な取扱いを受けるなど、障害者が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる差別は依然として存在する。

こうした状況の中、誰もが安心して暮らせるふるさと栃木県として今後も発展していくためには、全ての県民が、障害や障害者に関する理解を十分に深めて、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を一層進めていく必要がある。

ここに、私たちは、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、共に支え合う地域社会の実現を目指し、障害者差別の解消に県を挙げて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害者差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第三条 障害者差別の解消は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として全ての県民の尊厳が重んぜられること及びその尊厳にふさわしい地域生活を営む権利が尊重されることを基本として推進されなければならない。

- 2 障害者差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることから、全ての県民が、多様な人々により地域社会が構成されているという基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めることを基本として推進されなければならない。
- 3 障害者差別の解消は、地域社会を構成する多様な主体が、相互に協力することを基本として推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者差別の解消に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県と市町村との協力)

第五条 県及び市町村は、それぞれが実施する障害者差別の解消に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障害者差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 障害者差別の解消に関する基本的施策

(障害者差別対応指針)

- 第七条 知事は、障害者差別に関する事項に関し、県民が適切に対応するために必要な指針（以下「障害者差別対応指針」という。）を定めるものとする。
- 2 知事は、障害者差別対応指針を策定しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、栃木県障害者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かななければならない。
 - 3 知事は、障害者差別対応指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、障害者差別対応指針の変更について準用する。

(相談体制の充実等)

第八条 県は、障害者差別に関する相談に適切に応じられるよう、相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(啓発活動並びに教育及び学習の推進)

第九条 県は、県民が障害者差別の解消の重要性について認識し、障害及び障害者に関する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習の推進に努めるものとする。

(表彰)

第十条 知事は、障害者差別の解消の推進について特に顕著な功績があると認められる者を表彰することができる。

(財政上の措置)

第十一条 県は、障害者差別の解消に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 障害者差別を解消するための措置

(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第十二条 何人も、障害者の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ないと認められる場合その他の正当な理由がある場合を除き、障害を理由として次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 障害者が福祉サービスを利用することを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
- 二 障害者が医療を受けることを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
- 三 障害者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育を受けることを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- 四 障害者が多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関を利用することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- 五 障害者との間で不動産の売買又は賃貸借、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸に係る契約を締結することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、障害者が商品を購入すること又はサービスを利用することを拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- 七 労働者の募集又は採用に関し、障害者の応募又は採用を拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- 八 その雇用する障害者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について障害者でない者と差別的取扱いをし、又は障害者を解雇すること。
- 九 障害者への情報の提供を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- 十 障害者からの意思表示の受領を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害すること。

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第十三条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

- 2 県民は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

(相談)

第十四条 県は、障害者差別に関する相談があったときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該相談に係る関係者に情報の提供及び助言を行うこと。

- 二 当該相談に係る関係者相互間の調整を行うこと。
- 三 関係行政機関に通告、通報、通知等を行うこと。

(あっせん)

第十五条 障害者は、自己に対する事業者（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第七項に規定する事業者をいう。以下同じ。）による第十二条に規定する行為（以下「あっせん対象行為」という。）に係る事案について、前条の相談によっては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求める申立てをすることができる。

- 2 あっせん対象行為の対象となった障害者の保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、障害者を現に保護するものをいう。）及びこれに準ずる者として知事が認める者は、当該あっせん対象行為に係る事案について、前条の相談によっては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求める申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。

第十六条 知事は、前条第一項又は第二項の規定による申立てがあったときは、あっせんを行う必要がないと認めるとき又はあっせん対象行為に係る事案の性質上あっせんを行うことが適当でないと認めるときを除き、委員会にあっせんを行わせるものとする。

- 2 委員会は、前項の規定によるあっせんを行うため必要があると認めるときは、あっせん対象行為に係る事案の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(勧告)

第十七条 委員会は、あっせん案が提示された場合においてあっせん対象行為をしたと認められる事業者が正当な理由なく当該あっせん案を受諾しないときは、知事に対し、当該あっせん案を受諾することその他必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による委員会の求めに応じて、当該求めに係る事業者に対し、当該あっせん案を受諾することその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第十八条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四章 栃木県障害者差別解消推進委員会

第十九条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、障害者差別の解消の推進に関する事項を調査審議するため、委員会を置く。

- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、障害者差別の解消の推進に必要と認められる事項について、知事に意見を述べるすることができる。

- 3 委員会は、前二項に規定するもののほか、障害者差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害者差別を解消するための取組に関する情報の交換及び協議を行うことができる。
- 4 委員会は、委員三十人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 障害者又はその家族
 - 三 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
 - 四 事業者又はその団体の役職員
 - 五 関係行政機関の職員
 - 六 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 6 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 委員会に、第十六条第一項の規定によるあっせんその他必要な事務を処理するため、部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(規則への委任)

- 第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十五条から第十八条までの規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行の状況を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に栃木県水防協議会、栃木県立図書館協議会、栃木県固定資産評価審議会、栃木県地方薬事審議会、栃木県職業能力開発審議会、栃木県開発審査会、栃木県立美術館評議員会、栃木県文化財保護審議会、栃木県立博物館協議会、栃木県障害者施策推進審議会、栃木県環境審議会、栃木県事業認定審議会、栃木県男女共同参画審議会、栃木県人権施策推進審議会、栃木県景観審議会、栃木県青少年健全育成審議会、栃木県文化振興審議会若しくは栃木県スポーツ推進審議会の委員、栃木県社会教育委員又は栃木県いじめ問題対策委員会、栃木県薬物指定審査会若しくは栃木県障害者差別解消推進委員会の委員に任命され、又は委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成 25 年法律第 65 号)

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
（第七条—第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の

障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を

解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日

において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。